

平成 3 0 年度第 2 回 青森県子どもの貧困対策等推進委員会

青森県子どもの貧困対策推進計画

平成 3 1 年度事業取組の方向性

平成 3 1 年 3 月
青森県健康福祉部こどもみらい課

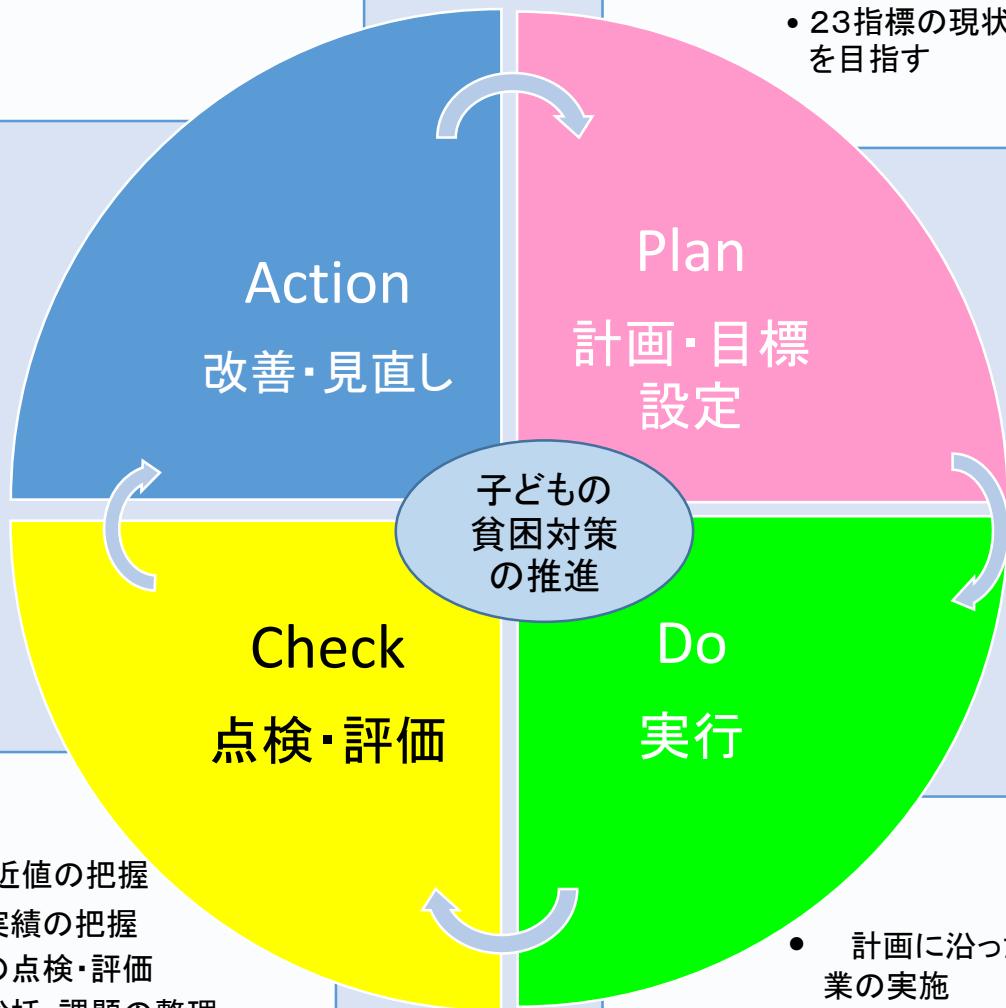
青森県子どもの貧困対策推進計画 平成31年度事業取組の方向性

青森県子どもの貧困対策等推進委員会



- 基本方針毎の見直し
- 全体の課題及び見直しの整理

- 4つの基本方針に基づいた施策を計画
- 改善・見直し結果を踏まえた施策を計画
- 23指標の現状値の改善を目指す



- 23指標の直近値の把握
- 個別事業の実績の把握
- 基本方針毎の点検・評価
- 評価結果の総括・課題の整理

- 計画に沿った個別事業の実施

■平成30年度1回目の委員会(平成30年12月開催)における各施策の評価等を踏まえ、平成31年度の子どもの貧困対策の事業を進める。

【各施策の見直し等】

<教育の支援>

| 施策の点検・評価 | 施策の改善・見直し等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • 様々な環境にある子どもの教育機会の確保を図るための取組が重要 • SCやSSWの配置による相談体制の充実が必要 • 高等教育の機会を確保する経済的負担に対する支援の充実が必要 | <p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子育て支援施設等利用給付費補助(私立幼稚園) ②子育て支援施設等利用給付費補助(私立幼稚園 預かり保育) ③社会的養護自立支援事業 <p>【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①スクールソーシャルワーカー配置事業 ②スクールカウンセラー配置事業 |

<生活の支援>

| 施策の点検・評価 | 施策の改善・見直し等 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 生活困窮者、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な相談支援や就労支援の促進が必要 • 様々な環境にある子どもの自立に向けた支援の促進が必要 • 里親の資質向上や里親等への相談・援助の取組の継続が必要 | <p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①里親包括支援事業 ②みんながつながる食育推進事業 ③子ども・若者を地域で支える体制強化事業 ④地域の子ども支援ネットワーク形成事業 |

青森県子どもの貧困対策推進計画 平成31年度事業取組の方向性

平成31年度新規事業

<教育の支援>

| 区分 | | | 事業名 | 実施主体 | 事業内容 | 事業実施の趣旨・目的 | 所管課 | 指標 | 現状値 (基準年) | 目標事業量 (目標年度) |
|---------|-------|-------|------------------------------|------|---|---|---------|------|--------------|-----------------|
| 施策の基本方針 | 施策の目標 | 施策の内容 | | | | | | | | |
| I | 2 | | 子育て支援施設等利用給付費補助(私立幼稚園) | 市町村 | 新制度の対象とならない私立幼稚園を利用する子どもの利用料を月額2.57万円を上限として無償化する。 | 少子化対策として、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、幼児教育の負担軽減を図る。 | 総務学事課 | — | — | — |
| I | 2 | | 子育て支援施設等利用給付費補助(私立幼稚園 預かり保育) | 市町村 | 私立幼稚園の預かり保育を利用する子どもで、保育の必要性の認定を受けた場合は、月額1.13万円を上限に利用料を無償化する。 | 少子化対策として、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、幼児教育の負担軽減を図る。 | 総務学事課 | — | — | — |
| I | 2 | (1) | 社会的養護自立支援事業 | 県 | 里親・児童養護施設等への委託・措置を解除された者及び解除を控えた者に対して、継続支援計画を作成し、生活上の問題や進路の問題等に関する相談支援を行う。 また、委託・措置解除後も特に支援の必要性が高い就学中の者に対して、施設等において引き続き居住の場を提供し、居住に要する費用及び生活費等を支給する。 | 里親・児童養護施設等への委託・措置を解除された者及び解除を控えた者に対して、個々の状況に応じて必要な支援を実施することにより、将来の自立に結び付けることを目的とする。 | こどもみらい課 | 相談者数 | — | 6名 |

＜生活の支援＞

| 区分 | | | 事業名 | 実施主体 | 事業内容 | 事業実施の趣旨・目的 | 所管課 | 指標 | 現状値 (基準年) | 目標事業量 (目標年度) |
|-------------|-----------|-----------|---------------------|------|--|--|-------------|--------------|--------------|-----------------|
| 施策の 基本方針 | 施策の 目標 | 施策の 内容 | | | | | | | | |
| Ⅱ | 2 | (1) | 里親包括支援事業 | | 里親制度の普及啓発、里親の資質の向上を図るための研修や里親に対する相談・援助など、里親のリクルートから養育への支援に至るまで、包括的な里親支援を一貫した体制で行う。 | 愛着形成に最も重要な時期である乳幼児を中心とした里親等委託を推進し、質の高い里親養育を実現・維持することを目的とする。 | こどもみらい課 | 里親等委託率 | — | 26.9% (H31) |
| Ⅱ | 2 | (2) | みんながつながる食育推進事業 | 県 | 子どもをはじめ、県民のライフステージに応じた食育活動や啓発冊子作成、啓発イベントを実施するとともに、子どもから高齢者までが楽しく食事をする「共食」の機会を提供するため、「みんなの食堂」を運営する。 | 第3次青森県食育推進計画の目標である「健康で活力に満ちた暮らし」と、2025年を見据えた「青森県型地域共生社会」の実現に向けて、青森ならではの食の力を生かしながら、県民のライフステージに応じた食育活動を展開する。 | 食の安全・安心推進課 | — | — | — |
| Ⅱ | 4 | (1) | 子ども・若者を地域で支える体制強化事業 | 県 | 社会生活を営む上での困難を抱える子ども・若者を関係機関・団体が連携して支援する体制を構築するため、地域ネットワーク会議を県内3地域に設置するとともに、地域フォーラムを県内3か所で開催する。 | ニート、ひきこもり、不登校など、様々な課題を複合的に抱える子ども・若者を地域で支える体制を強化し、持続可能な総合支援体制を目指すとともに、県民理解促進と地域で支え応援する気運の醸成を図る。 | 青少年・男女共同参画課 | 地域フォーラムの参加人数 | — | 150人 (H32) |

青森県子どもの貧困対策推進計画 平成31年度事業取組の方向性

平成31年度拡充事業

<教育の支援>

| 区分 | | | 事業名 | 実施主体 | 事業内容 | 所管課 | 指標 | 現状値 (基準年) | 平成29年 度実績 | 平成29年度実績等を踏 まえた見直し(課題・今 後の取組の方向性) | 平成31年度事業 取組の方向性 |
|-------------|-----------|-----------|-------------------|------|--|---------|------------------|-------------------------------|---------------------|--|--|
| 施策の 基本方針 | 施策の 目標 | 施策の 内容 | | | | | | | | | |
| I | 1 | (2) | スクールソーシャルワーカー配置事業 | 県 | 問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を図るため、教育事務所・県立学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校と関係機関等とのネットワーク、学校内のチーム体制を構築する。 | 学校教育課 | 配置人数 | 17人 (H27) | 25人 | スクールソーシャルワーカーが、市町村教育委員会や学校に認知され派遣依頼が増えていることから、さらなる増員が必要である。また、貧困問題などの解決には、福祉に精通した人材が不可欠であることから社会福祉士等、有資格者の確保を図りたい。 | 引き続き、問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を図るため、教育事務所・県立学校にスクールソーシャルワーカーを配置する。 【拡充】 平成31年度は、全公立中学校区へ配置する。 |
| I | 1 | (2) | スクールカウンセラー配置事業 | 県 | 学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、公立小中学校等にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の防止・解決に向けた支援を行う | 学校教育課 | 配置率 | (小)18.9% (中)65.0% (H27) | (小)42.0% (中)100% | 学校におけるいじめや長期欠席、問題行動等の未然防止や解決には教育相談体制の充実が必要不可欠である。また、国における配置拡充の方向性を受けて、平成31年度までの全小中学校への配置に向けて計画的な拡充を図る。平成30年度は、それぞれ中学校は全校へ配置、小学校は205校へ配置する。 | 引き続き、いじめや長期欠席、問題行動等の未然防止や解決に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーを配置、派遣する。 【拡充】 平成31年度は、全公立小・中学校へ配置する。 |
| I | 3 | (2) | 母子父子寡婦福祉資金貸付 | 県 | 母子家庭及び父子家庭の児童又は寡婦世帯の20歳以上の子の修学を支援するため、それらの児童等が就学する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金及び修学資金を無利子で貸し付ける。 | こどもみらい課 | 就学支度資金及び修学資金貸付件数 | 589件 (H26) | 327件 | 資金を必要としている母子家庭、父子家及び寡婦に対する資金の貸付を継続して実施する。 【拡充】平成30年度から、大学院修学分を新たに貸付対象 | 引き続き、就学のための資金を必要としている母子家庭、父子家及び寡婦に対する資金の貸付を継続して実施する。 【拡充】 修業施設に就学する際の就学支度資金の貸付限度額の引き上げを行う。 |

地域の子ども支援ネットワーク形成事業

・子どもの生活実態調査結果

・市町村での計画策定促進の動き

①地域の子ども支援ネットワーク会議

青森県で不足している取組を検討し、子どもの貧困対策に取り組む機関・団体の活動を後押し

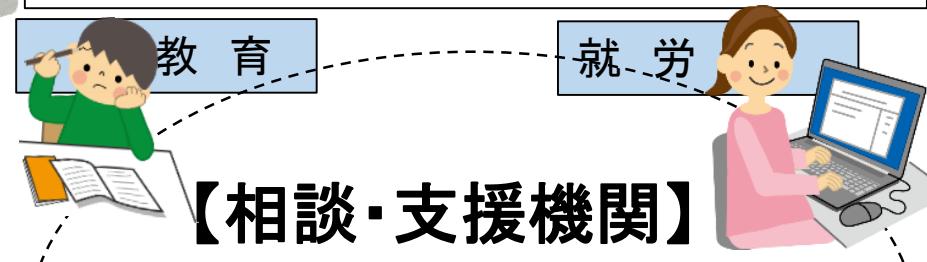
【構成】
子どもの居場所づくりに取り組む団体、子どもに関する相談・支援機関(教育支援・生活支援・就労支援・経済支援)、学識経験者



③子どもの総合支援推進研修会

1つの機関で把握されれば、総合的な支援が受けられる仕組み

【内容】市町村レベルでの相談・支援機関のネットワーク化、教育と福祉の連携の強化を図る研修の実施



②子どもの居場所づくり推進コーディネーター設置事業

地域コーディネーターを育成し、居場所づくりの設置を促進

居場所づくり推進
コーディネーター

居場所づくり開設希望者
・NPO ・社福法人 ・町内会
・民児協など

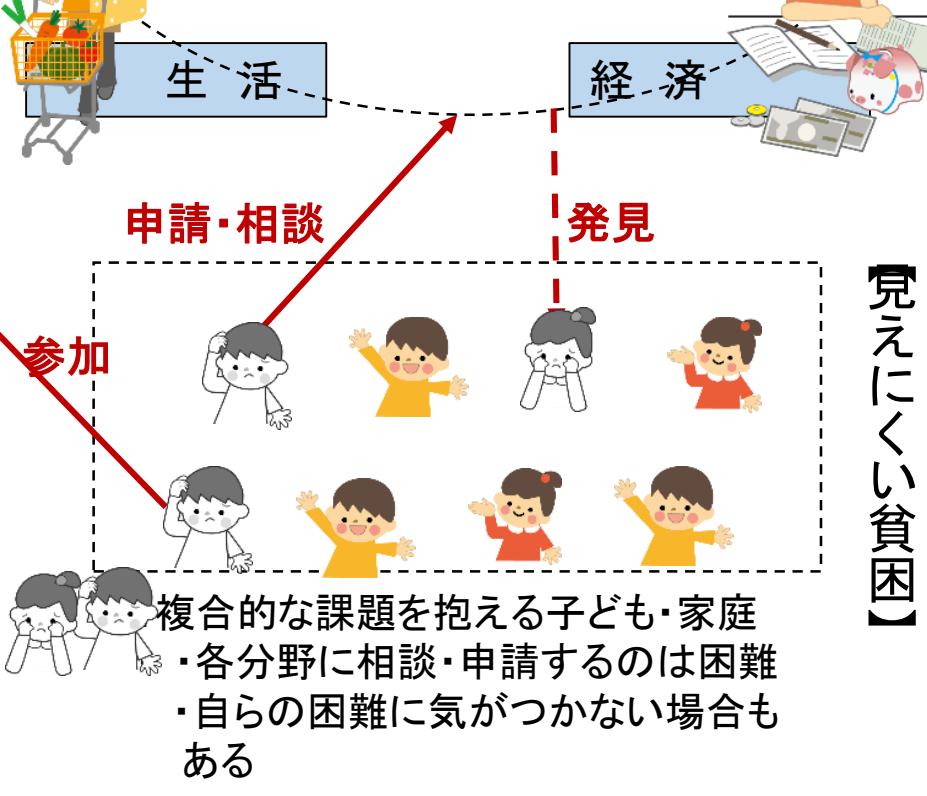
地域コーディネーター
・市町村社協 ・しあわせネット
・参画法人 ・地域包括 ・NPO
等職員

子どもの居場所
「つながり」の支援の場



【相談・支援機関】

- ・複合的な課題の整理
- ・総合的な支援計画
- ・連携した支援の提供



- 地域資源**
- 【モノ】
 - ・フードバンク
 - ・おてらおやつクラブ等
 - 【カネ】
 - ・民間助成金
 - ・各種寄付金等
 - 【ヒト】
 - ・ボランティア
 - ・大学生
 - ・地域住民等



【見えにくい貧困】